## ○東京港埠頭株式会社広告掲載要綱(公園事業室)

平成 20 年 12 月 1 日 要綱第31号

(趣旨)

第1条 この要綱は、東京港埠頭株式会社(以下「会社」という。)の資産及び管理する 物件(以下「資産等」という。)を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を有料で 掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 資産等への広告掲載は、民間企業等との協働により会社の新たな財源を確保し、都民サービスの向上及び東京臨海地域の経済活性化を図ることを目的とする。

#### (広告掲載の対象)

第3条 広告を掲載できるもの(以下「広告媒体」という。)は、次の各号に掲げるとおり とする。

- (1) 会社の資産等
- (2) 会社の WEB ページ等
- (3) 会社の発行する広報等の印刷物
- (4) その他広告媒体として活用できる資産等で公園事業室長が個別に定めるもの

#### (広告の範囲)

第4条 資産等に掲載できる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張
- (6) 人権侵害となるものまたはそのおそれのあるもの
- (7) 個人又は法人の名刺広告
- (8) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (9) 公衆に不快の念または危害を与えるおそれがあるもの
- (10) その他、広告媒体に掲載する広告として不適当であると公園事業室長が認めるもの
- 2 前項に定めるもののほか、広告媒体に掲載できる広告に関する基準は、別途定める東京港埠頭株式会社広告掲載基準による。

## (広告の規格等)

第5条 広告の規格、掲載位置、枠数、広告の作成方法等は、広告媒体の使用目的 を妨げない範囲内で、当該広告媒体ごとに公園事業室長が別途定める。

## (広告掲載料)

第6条 広告掲載料は、広告媒体の種類、掲載位置、掲載期間、広告の規格、広告の 効果、類似広告の市場価格等を勘案して、当該広告媒体ごとに公園事業室長が別 途定める。

## (広告募集方法等)

第7条 広告募集方法、予定価格及び選定方法については、当該広告媒体ごとにその性質に応じて、公園事業室長が別途定める。

#### (広告の申込み)

第8条 広告を掲載しようとする者(以下「申込者」という。)は、当該広告媒体ごとに定める広告掲載申込書に掲載しようとする広告案を添えて、公園事業室長に申し込むものとする。

## (広告の掲載優先順位)

第9条 申込者の広告を掲載する優先順位は、次に掲げる順序とする。

- (1) 国、独立行政法人、地方公共団体、地方独立行政法人、公社、公団、公益法人又はこれらに類するものの広告
- (2) 法人その他団体(前号に掲げるものを除く。)又は事業を営む個人で、東京臨海地域に本社、支店、営業所、店舗等を有するものの広告
- (3) 前2号に該当しないものの広告

## (広告掲載の決定)

- 第10条 第8条に規定する広告掲載の申込みがあった場合は、次条に規定する東京 港埠頭株式会社広告審査委員会(以下「審査会」という。)による審査を経て、当該 広告の掲載の可否を決定する。
- 2 前条の規定による掲載優先順位が同じである広告が複数ある場合は、抽選により 決定するものとする。
- 3 広告掲載の可否を決定した後、その結果を申込者に、当該広告媒体ごとに定める 広告掲載結果通知書により通知するものとする。

#### (広告審査委員会)

第11条 広告の募集及び広告掲載の可否を決定するに当たり、必要な審査を行うた

- め、審査会を設置する。
- 2 審査会は、公園事業室長を委員長とする。
- 3 その他審査会に関し必要な事項は、公園事業室長が別途定める。

## (広告掲載に係る経費負担及び提出)

第12条 広告原稿及び広告の作成、取付け及び掲載に要する経費は、原則として、 広告掲載の決定通知を受けた申込者(以下「広告主」という。)の負担とし、広告原稿は、公園事業室長が指定する期日までに提出するものとする。

## (広告掲載料の支払い)

第13条 広告掲載料は、前納を原則とし、広告主は、公園事業室長が指定する期日までに公園事業室長が発行する請求書により、一括して支払わなければならない。

## (広告主の責任等)

- 第14条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。
- 2 掲載の決定を受けた広告主は、その権利を他に譲渡することができない。

## (広告掲載の取消し)

- 第15条 公園事業室長は、次に掲げる場合は、広告の掲載を取り消すことができる。
  - (1) 指定する期日までに広告掲載料を支払わなかった場合
  - (2) 指定する期日までに広告の原稿を提出しなかった場合
  - (3) 広告主又は広告内容が不適当と判明した場合
  - (4) その他、公園事業室長が特に必要と認めた場合
- 2 公園事業室長は、前項の規定による広告掲載の取消しにより広告主が受けた損害については、その賠償の責めを負わない。

#### (広告掲載料の還付)

第16条 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由 により、広告が掲載できなかったときは、広告掲載料の一部又は全部を還付するこ とができる。

#### (原状回復の義務)

- 第17条 広告主は、広告の掲載期間終了後速やかに広告媒体を原状に回復しなければならない。ただし、公園事業室長が原状回復の義務を免除した場合は、この限りではない。
- 2 原状回復を行う場合において、広告の撤去に要する経費は、広告主が負うものと する。

# (委任)

第18条 この要綱に規定するもののほか、広告掲載の実施に関し必要な事項は、公園事業室長が別途定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成20年12月1日から施行する。